

個人市・府民税の減免

個人市・府民税は、前年の所得に基づき課税をするため、失業等で所得が無くなった場合も課税されますが、次の要件に該当する人は、申請により減免を受けられる場合があります。

※申請書の内容の審査・調査等の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が認める場合に減免が決定されます。

離職理由コード	離職理由
11	解雇（離職理由コード50の重責解雇を除く）
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）

※上記は「雇用保険受給資格者証」に基づくものです。

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ②失業等で所得が無くなり、生活が著しく困難となった人（退職の場合は、表の離職理由に該当する場合のみ）
- ③学生や生徒（前年の合計所得金額が75万円以下）
- ④震災や火災等の災害を受けた人（住宅や家財に損害があった場合は、前年の合計所得金額が1千万円以下）
- ⑤その他特別の事情がある人

※前年の所得が基準額を超える場合や、家族に一定の所得がある場合は、対象外となります。

各納期限までに申請を

減免を受ける場合は、各納期限までに納税通知書や左記の①～⑤のいずれかの事由を証明する書類を持って税務課市民税係まで申請してください。

※納期限を過ぎたものや、納付済の場合は対象外です。

☎税務課市民税係（☎983-2164）

市税・国民健康保険料は納期内に納付を

市税・国民健康保険料は、市民の暮らしやまちづくり等、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。納期限までに納付をお願いします。

■納付方法

①口座振替

口座振替を希望される場合は、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（金融機関には同依頼書がない場合あり）や担当課へ提出してください。また、同依頼書の郵送を希望される場合は、担当課へご相談ください。

※ゆうちょ銀行を希望される場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

※残高不足等により口座振替ができなかった場合は、後日送付する督促状兼納付書を持って、金融機関窓口等で納付してください。

②スマートフォン決済アプリ

▶対象アプリ PayPay、au PAY、d払い

※利用方法等の詳細は、こちらの二次元コードから。



③納付書

【市民税・府民税（普通徴収）・固定資産税・都市計画税・軽自動車税（種別割）】

市役所や全国の金融機関、コンビニで納付することができます。

【国民健康保険料】

市役所や特定の金融機関、コンビニで納付することができます。

※納付可能なコンビニ等は納付書の裏面をご覧ください。

※バーコードが印字されていない納付書、納期限を過ぎた納付書、汚れや破れのひどい納付書は、コンビニで納付できません。

④地方税統一QRコード（e L-QR）

【市民税・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）のみ】

パソコンやスマートフォンを使って「地方税お支払サイト」からクレジットカード（**手数料が必要**）やネットバンキング（**手数料がかかる場合あり**）等による納付も可能です。

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。



☎市税に関すること＝税務課市民税係（☎983-2481）、国民健康保険料に関すること＝国保医療課国保年金係（☎983-2962）

コンビニで税の証明が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。

マルチコピー機を使って、案内画面に表示される「行政サービス」のメニューを選択し、手順に従って操作してください。

※マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です。

■取得できる証明書

最新年度の所得証明書、課税（非課税）証明書

※令和7年度の証明書は6月2日（月）から取得可。

※証明年度の1月1日時点と証明書発行時点で八幡市に住民登録がない場合、証明書の発行はできません。

☎税務課市民税係（☎983-1113）

障がいのある人の軽自動車税(種別割)の減免申請は6月30日(月)まで

軽自動車を所有し、次のいずれかに該当する人は、申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けられる場合があります。

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ②①の手帳の交付を受けている人と生計を一にしている人

※障がいの等級・区分等により、減免が受けられない場合があります。詳しくはお問い合わせいただくか、右記の二次元コードを読み込み、市ホームページをご覧ください。



■申請方法

6月30日（月）までに令和7年度の納税通知書と運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持って税務課市民税係へ。

※年度途中の減免や、自動車税(普通自動車)との同時減免はできません。

■市税・国民健康保険料の納期

固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
市・府民税（普通徴収）	6月・8月・10月・12月
軽自動車税（種別割）	6月
国民健康保険料	6月～翌年3月の各月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

納期限が過ぎた場合は京都地方税機構へ移管

納期限までに納付がない場合は督促状（督促手数料100円を加算）を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

納付が困難なときは

災害や病気・けが、失業等により、納期限までに納付が困難な場合は、各納税通知書が届いてから第1期納期限（市・府民税や軽自動車税〈種別割〉、国民健康保険料は6月30日〈月〉）までに担当課へご相談ください。

※内容により、京都地方税機構で相談いただく場合があります。

※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。

■サービスの利用時間

午前6時30分～午後11時（土・日・祝日含む）

※12月29日～1月3日は利用不可。

※5月29日（木）～6月1日（日）は、税の証明書の発行不可。

■交付手数料

1通200円（市役所窓口の場合は1通300円）

※その他の詳細は、こちらの二次元コードからご確認ください。

